

狛江市創業支援家賃・改修費補助金

狛江市は、市内で創業する方を支援し、創業を円滑にするため、店舗や事業所等に対する家賃又は改修費等の一部を助成します。

受付期間

令和4年10月3日（月）から令和4年10月31日（月）まで

※先着順ではありません。書類審査の結果に基づき交付又は不交付を決定いたします。

補助金額

①及び②それぞれ**最大50万円**

補助対象経費	金額	交付対象経費
①家賃補助	月額賃料（共益費等を除く）の6箇月分（最大50万円）	令和4年4月1日から令和5年2月28日までの期間に発生した家賃（最大6箇月分）
②改修費補助	対象となる工事にかかる改修費用（最大50万円）	令和4年4月1日から令和5年2月28日までの期間に着工した工事又は着工予定の工事で、上記の期間内に発生した改修費用 ※すでに終了した工事は対象外です。

補助対象者

- 市内創業予定の方。創業を行った個人（又は法人）の場合は、令和4年10月3日時点で、市内で創業後（又は市内で法人設立後）1年未満であること。
- 登記地が市内にある法人、又は市内の事業所、店舗で営業する個人事業主であること。
- 特定創業支援等事業による支援を受け、狛江市において、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条第1項の規定による証明書の交付を受けた方。（※）
※有効期限が切れている場合でも、以前証明書の交付を受けたことの確認が取れれば対象となります。
- 3年間の事業計画があり、その間継続して営業することが見込まれる事業であること。
- 対象物件の所有者、又は所有者の同一世帯に属し生計を一にするものでないこと。
- 中小企業基本法第2条に定める中小企業及び個人事業主であること。
- 中小小売商業振興法第4条第5項に定める連鎖化事業でないこと。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める風俗営業でないこと。
- 納期が到来した市税に滞納がないこと。
- 暴力団関係者でないこと。

対 象 物 件

- 狛江市内の施設であり、事業の用に供する事務所、店舗、工場等
※対象にならない物件：大規模小売店舗、店舗内のテナント、可動式店舗等

改 修 費 補 助 に つ い て

- 補助対象とする改修工事一覧

補助対象経費	解体工事、土台・柱等の修繕・補強工事、内装・外装工事、塗装工事、給排水設備工事、電気設備工事、固定設備工事、空調設備工事、設計・デザイン費、サイン工事（事業所と一体になっているもの）等
補助対象外経費	車庫、倉庫等の設置費、住宅分離工事、造園工事や外構工事（駐車場、フェンス、ブロック塀）、シロアリ駆除、清掃及びクリーニング費又は備品購入費 等

申 請 書 類

- 狛江市創業支援家賃・改修費補助金交付申請書（第1号様式）
- 狛江市創業支援家賃・改修費補助金事業計画書（第2号様式）
- 狛江市創業支援家賃・改修費補助金交付申請に係る宣誓・同意書（第3号様式）
- 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条第1項の規定による証明に関する申請書
- 対象物件の賃貸借契約書の写し
- ※開業届（個人事業主の場合）又は法人の登記事項証明書（法人の場合）
※これから創業する場合、創業後に提出していただきます。

改修費補助の場合

- 改装工事請負契約書又は工事見積書
- 対象物件の位置図及び平面図
- 改修工事前の店舗内及び外観の写真
- 改修工事事前着手届（第4号様式）※既に工事を着工している場合

狛江市創業支援家賃・改修費補助金手続きの流れ

①特定創業支援等事業の利用・証明書の発行

- 特定創業支援等事業を利用し、市役所にて証明書の発行を受けてください。
(すでに証明書を受領している場合は除く。)
- 事業の利用には1箇月以上の時間がかかりますのでご注意ください。

②補助金の申請

- 受付期間内に補助金の申請をしてください。

③補助金審査

- 内容の審査を行います。審査は1箇月程度を要します。

④補助金交付決定・支払い

- 交付決定通知書を送付します。提出された請求書に基づき、補助金を交付します。

⑤事業の実施

- 家賃補助：交付対象期間内に発生した家賃を補助します。(最大6箇月分)
- 改修費補助：交付対象期間内に発生した改修費を補助します。(交付対象期間までに支払い等を含め事業を終了させてください。)

⑥実績報告書の提出

- 事業が完了しましたら、すみやかに必要な書類を添えて実績報告書(第10号様式)を提出してください。

⑦実績報告の審査・交付額の確定

- 実績報告書に基づき、交付額を確定します。その後、確定通知書を送付します。

⑧状況報告

- 補助金の交付後3年間は、毎年度末における事業の状況報告書(第14号様式)を提出してください。

問 い 合 わ せ 先

狛江市 市民生活部 地域活性課 地域振興係
Tel03-3430-1111 内線 2226